

建築確認等の申請について

都市計画関係

平成9年9月26日都市計画区域指定

(1) 都市計画区域における制限等

- 市街化調整区域 指定なし
- 用途地域 全域指定なし（非線引き区域）
- 道路斜線制限 前面道路の奥の境界線からの距離 $L \times 1.5$
- 北側斜線制限 なし
- 隣地斜線制限 高さ = $3.1 \text{ m} + \text{隣地境界線からの最小水平距離} \times 2.5$
- 日影規制 なし
- 防火・準防火地域 指定なし
- 建築協定区域 指定なし
- 都市計画道路 なし
- 22条指定（屋根不燃区域） なし
- ※ 道路斜線制限とは、接している道路の幅員に基づいて、道路側に面した建物部分の高さの制限です。
- ※ 隣地斜線制限とは、隣地側に面した建物部分の高さが 2.0 m 若しくは 3.1 m を超える部分についての制限です。
- 高さ制限 なし
- 壁面後退 なし

(2) 都市計画による開発許可

対象面積 都市計画区域内 $3,000 \text{ m}^2$ 以上

都市計画区域外 $10,000 \text{ m}^2$ 以上

対象行為 建築物等の用に供するための土地の区画形質の変更

- ※ $1,000 \text{ m}^2$ 以上 $3,000 \text{ m}^2$ 未満（都市計画区域内）
 - $3,000 \text{ m}^2$ 以上 $10,000 \text{ m}^2$ 未満（都市計画区域外）
- の開発行為に関しては、町の開発指導要綱による審査が必要。

(3) 緑化計画届出制度

1 0 0 0 m²以上の敷地に建築行為を予定している場合、秩父環境管理事務所への届出が必要。

(4) 国土利用計画法に基づく許可及び届出等の事務

土地に関する権利の移転又は権利金を伴う賃貸借について、町を経由して県知事に届出をすることとなっています。

対象面積 都市計画区域内 5,000 m²以上

都市計画区域外 10,000 m²以上

届出期間 売買や賃貸借の契約後2週間以内

(5) 景観条例による届出

一定規模以上の建築物及び工作物の新築、増築、改築又は移転をする場合に施工者は届出をする必要があります。

対 象 高さ15mを超えるもの又は建築面積が1,000
を超えるもの

対象地域 小鹿野町全域、
ただし、自然公園法の自然公園区域は除く。

(6) 下水・上水について

本町では、下水はなく浄化槽を設置いただいています。

詳しくは衛生センターまで

上水については、秩父広域水道局小鹿野事務所へ

(7) 文化財について

文化財については生涯学習課へ

建築確認申請で町を経由する場合の必要書類

- 手数料の支払確認（申請者持参）
- 建築確認申請書 3部
- 建築計画概要書 3部
- 工事届 2部
- 浄化槽調書 4部
- 浄化槽申請書 1部